

令和5年3月29日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市健康福祉局  
福祉総括室法人指導課長

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

標記の件について、本日付で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記事業者に対し、行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社こども未来研究所
- (2) 代表者 代表取締役 高瀬 彰子
- (3) 所在地 西宮市柏堂町9番8-104号

2. 対象事業所

- (1) 事業所名 こども未来アカデミー苦楽園教室
- (2) 所在地 西宮市樋之池町2番15号
- (3) 事業の種類 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス
- (4) 指定年月日 令和3年7月1日
- (5) 事業所番号 2850901907

3. 処分の内容及び効力停止の期間

- (1) 処分内容 上記指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所の指定を3か月間全部効力停止
- (2) 効力停止期間 令和5年5月1日から令和5年7月31日まで

4. 上記処分の理由

不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

対象事業所が令和3年度に市の書面指導を受けた際に提出した勤務資料に関して、実際には市条例上必要な職員を配置していなかった日があったにもかかわらず、すでに退職した職員や月途中で勤務しなくなった職員を常勤で勤務したとする虚偽の勤務記録を作成して市に提出し、本来算定すべきサービス提供職員欠如減算を算定せず不正に障害児通所給付費を請求し、受領したため。

<次ページに続く>

## 5. 不利益の回復及び経済的な措置

事業者に対し、令和3年10月から令和4年3月までサービス提供職員欠如減算を算定せず不正に受領した障害児通所給付費（約107万円）を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項に基づき当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を加え、合計約150万円を返還させる。

## 6. 再発防止について

今年度の指定障害児通所支援事業者に対する集団指導において、実地指導等の際に虚偽の資料や答弁により基準違反や給付費の返還に関する指導を逃れた場合、行政処分を含む厳正な対応を行うことを周知した。また、定期的な実地指導において関係書類をきめ細かく点検し、虚偽の資料の可能性が生じた場合は、速やかに監査への切り替えを行い、不正行為の事実確認を的確に行う。

以上

お問い合わせ先

西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導課 担当：福田

電話：0798-35-3045 FAX：0798-34-5465